

独立行政法人農業者年金基金に係る所管等について

1. 所管

独立行政法人農業者年金基金の業務に係る主務大臣は以下のとおり。

- ① 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については農林水産大臣
- ② 新制度（（独）農業者年金基金法（平成14年法律第127号））に係る業務及び農地等の借受け及び貸付け等の業務に関する事項については農林水産大臣
- ③ 旧制度（平成13年農業者年金改正法による改正前の農業者年金基金法及び農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成2年法律第21号）による改正前の農業者年金基金法）の給付に係る業務に関する事項については厚生労働大臣及び農林水産大臣

2. 独立行政法人評価委員会

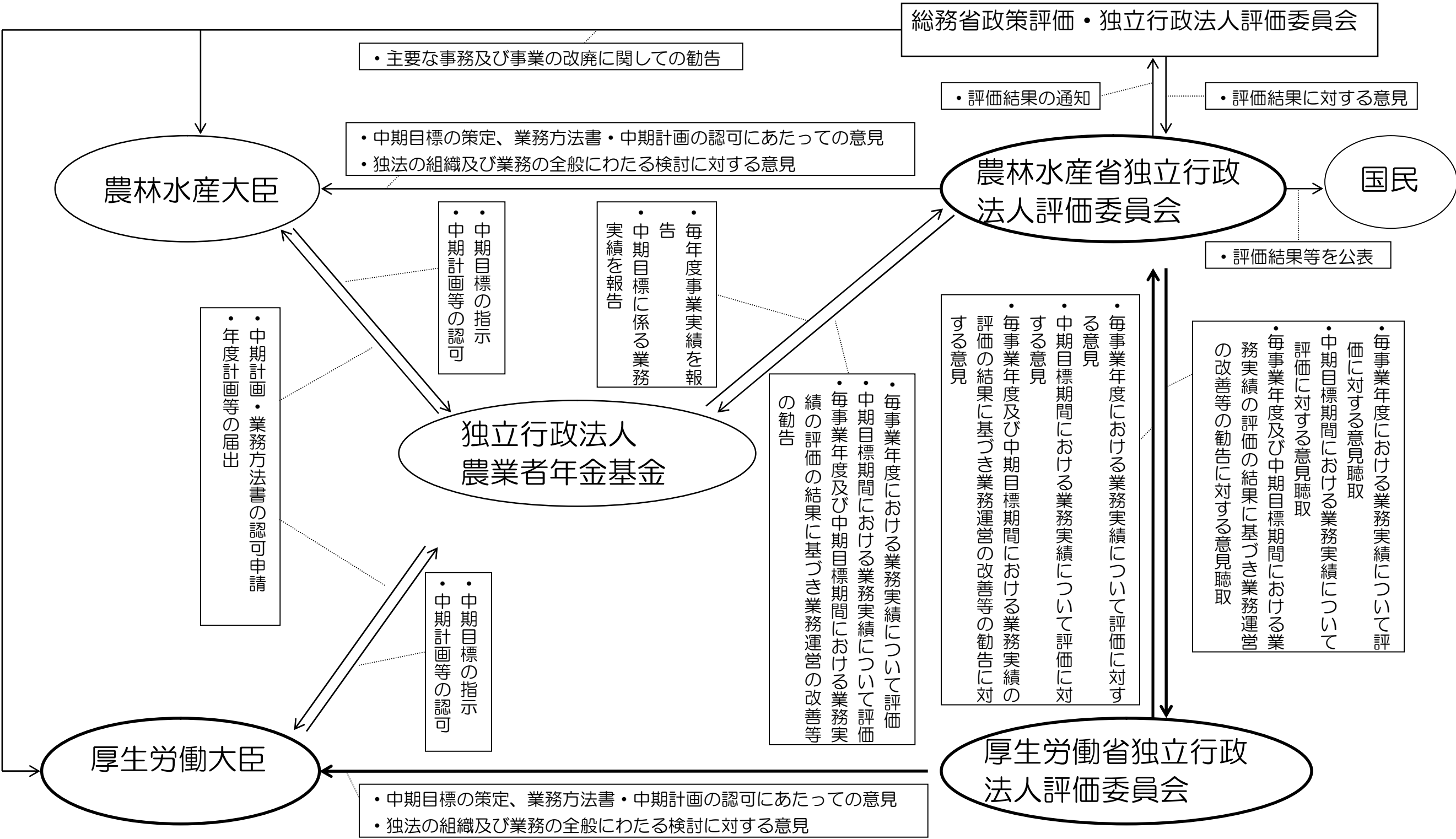
以下の事項について、農林水産大臣は農水省評価委員会に、厚生労働大臣は厚労省評価委員会に、それぞれの所管に係る農業者年金基金の業務に関する事項について、意見を聞かなければならないとされている。（（独）農業者年金基金法附則第20条第1項）

- ① 業務開始の際の業務方法書の認可（（独）通則法第28条）
- ② 中期目標の制定・変更（（独）通則法第29条）
- ③ 中期計画の認可（（独）通則法第30条）
- ④ 中期目標期間終了時の組織及び業務に係る検討（（独）通則法第35条）

また、以下の事項における厚生労働省との共管に係る農業者年金基金の業務に関する事項については、農水省評価委員会は厚労省評価委員会の意見を聞かなければならないとされている。（（独）農業者年金基金法附則第20条第2項）

- ① 各事業年度の業務の実績に関する評価（（独）通則法第32条）
- ② 中期目標期間の業務の実績に関する評価（（独）通則法第34条）
- ③ 各事業年度又は中期目標期間の業務の実績に関する評価に際しての業務運営の改善その他の勧告の実施（（独）通則法第32条及び34条）

独立行政法人農業者年金基金に係る評価等の概要



(注) 厚生労働大臣及び厚生労働省独立行政法人評価委員会に係る事項については全て旧制度の給付に係る業務に限定

独立行政法人農業者年金基金法における主務大臣等(通則法版)

事 項	主 務 大 臣	評 価 委 員 会
設立	農林水産大臣 ・法人の長及び監事となるべき者の指名(§ 14 I) ・設立委員の任命(§ 15 I)	
役員及び職員	農林水産大臣 ・法人の長・監事の任命(§ 20 I・II) ・法人の長・監事の解任(§ 23 I～III)	
業務 ・経過給付に関する事項	農林水産大臣 厚生労働大臣 ・中期目標の期間の制定(§ 29 II) ・中期計画の変更命令(§ 30 IV) ・業務方法書の認可(§ 28 I・III) ・中期目標の制定・変更(§ 29 I・III) ・中期計画の認可(§ 30 I・III) ・中期目標計画終了時の検討(§ 35 I・II)	意見聴取 農林水産省評価委員会 厚生労働省評価委員会 農林水産省評価委員会による評価 → 厚生労働省評価委員会 ・各事業年度の業務実績(§ 32 I) ・中期目標期間の業務実績(§ 34 I) 意見聴取 農林水産省評価委員会による勧告 ・業務運営の改善等(§ 32 III・§ 34 III) 通知 農林水産省評価委員会による通知及び公表 → 総務省評価委員会(審議会) ・各事業年度の業務実績に対する評価の結果(§ 32 III・IV) ・中期目標期間の業務実績に対する評価の結果(§ 34 III)
・それ以外の事項	農林水産大臣 ・中期目標の期間の制定(§ 29 II) ・中期計画の変更命令(§ 30 IV) ・業務方法書の認可(§ 28 I・III) ・中期目標の制定・変更(§ 29 I・III) ・中期計画の認可(§ 30 I・III) ・中期目標計画終了時の検討(§ 35 I・II)	意見聴取 農林水産省評価委員会 農林水産省評価委員会による評価 ・各事業年度の業務実績(§ 32 I) ・中期目標期間の業務実績(§ 34 I) 農林水産省評価委員会による勧告 ・業務運営の改善等(§ 32 III・§ 34 III) 通知 農林水産省評価委員会による通知及び公表 → 総務省評価委員会(審議会) ・各事業年度の業務実績に対する評価(§ 32 III・IV) ・中期目標期間の業務実績に対する評価(§ 34 III)
財務及び会計	農林水産大臣 ・会計監査人の選任(§ 40 I) ・会計監査人の解任(§ 43 I) ・余裕金の運用に係る有価証券等の指定(§ 47 ①) ・財務諸表の承認(§ 38 I・III) ・剰余金の使途の承認(§ 44 III・IV) ・短期借入金等の認可(§ 45 I・IV) ・重要財産等の譲渡等の認可(§ 48 I・II)	意見聴取 農林水産省評価委員会
人事管理	通知 農林水産大臣 意見申出 ・役員報酬等の支給基準(§ 62で準用する § 53 I・II) (独立行政法人作成)	農林水産省評価委員会
雑則 ・経過給付に関する事項	農林水産大臣 厚生労働大臣 ・報告及び検査(§ 64 I) ・違法行為等の是正(§ 65 I) ・財務大臣との協議(§ 67 I)	
・それ以外の事項	農林水産大臣 ・報告及び検査(§ 64 I) ・違法行為等の是正(§ 65 I) ・財務大臣との協議(§ 67 I)	

厚生労働省及び厚生労働省評価委員会が
関わる業務（農林水産省共管）の範囲等

（独）農業者年金基金法

（業務の範囲）

第九条 基金は、第三条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 第二節の規定により、農業者年金事業を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（主務大臣等）

第六十六条 基金に係る通則法 における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

（業務の特例）

附則第六条 基金は、当分の間、第九条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 平成十三年農業者年金改正法による改正前の農業者年金基金法（以下「平成十三年改正前農業者年金法」という。）及び農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号。第三項において「平成二年農業者年金改正法」という。）による改正前の農業者年金基金法による給付を支給すること。
 - 二 農地等（農地法第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地であつて、平成十四年一月一日前に旧農業者年金法による被保険者であつた者（平成十三年十二月三十一日において平成十三年改正前農業者年金法による年金給付に係る受給権を有していた者その他政令で定める者を除く。）が所有権又は使用収益権（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下この号において同じ。）に基づいてその耕作又は養畜の事業に供しているものに限る。以下この号において同じ。）及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け（使用収益権の移転を含む。）を行い、並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けを行うこと。
 - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2～5 省略

（主務大臣等）

附則第十九条 旧給付の支給が行われる間、基金に係る通則法における主務大臣は、第六十六条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、農林水産大臣
- 二 第九条に規定する業務及び附則第六条第一項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関する事項については、農林水産大臣

三 附則第六条第一項第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関する事項については、厚生労働大臣及び農林水産大臣

2～4 省略

（独立行政法人評価委員会からの意見聴取等）

附則第二十条 前条第一項第三号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び厚生労働省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 農林水産省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第三号に規定する業務に関し、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

（独）通則法

（業務方法書）

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 省略

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するため

の計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 省略

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4～5 省略

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 省略

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 省略

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

独立行政法人農業者年金基金の業務の実績に関する評価の基準

平成 25 年 11 月 29 日
農林水産省独立行政法人評価委員会

農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会（以下「評価委員会」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「法」という。）に基づく独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）の業務の実績に関する評価を行うに当たっての基準を次のとおり定める。

1 評価の基本的考え方

- （１）独立行政法人は、法第32条の規定に基づく各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「各事業年度の実績評価」という。）及び法第34条の規定に基づく中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標の実績評価」という。）を受けなければならないとされている。
- （２）各事業年度の実績評価は、当該事業年度における業務の実績の全体について、別紙に定める基金の中期計画の中項目（以下「中項目」という。）を評価単位とし、中項目の評価、中項目の評価結果を踏まえた大項目（以下「大項目」という。）の評価及び全体の評価（以下「総合評価」という。）の３段階で行うものとする。
- （３）中期目標の実績評価は、中期目標の期間における業務の実績の全体について、（２）の例により行うものとする。
- （４）評価委員会は、各事業年度の実績評価及び中期目標の実績評価の結果、基金の業務運営について改善すべき点が明らかとなった場合には、改善の方向について勧告するものとする。
- （５）評価委員会は、評価を行うに当たって、次の事項について留意するものとする。
 - ア 独立行政法人の評価のより適正な実施を図る観点から、随時評価手法等の見直しを行うものとする。
 - イ その際、法人の事務事業の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、評価を行うに当たり、法人は、費用と効果の関係についての具体的な把握等に努めるものとし、評価委員会は他の法人の状況等も踏まえつつ、こうした法人の取組についても適切に評価するものとする。

2 各事業年度の実績評価の方法

(1) 中項目の評価方法

- ① 中項目の評価は、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの（以下「小項目」という。）の評価結果について、

達成度合が a とされた小項目を 2 点

達成度合が b とされた小項目を 1 点

達成度合が c とされた小項目を 0 点

とし、その集計に当たっては、中項目に含まれる小項目の項目数に 2 を乗じて得た数を基準として次の 3 段階評価で行うものとする。（s 評価とされた小項目については a 評価に 1 点を加算し 3 点、d とされた小項目については c 評価に 1 点を減点し -1 点として扱うものとする）

小項目の合計数値の割合が基準となる数値の 90% 以上 A

小項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50% 以上 90% 未満 B

小項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50% 未満 C

なお、A 評価の中項目については、各小項目の達成状況その他の要因を分析し、必要に応じて S 評価とすることができる。また、C 評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じて D 評価とすることができる。

- ② 小項目の評価は、小項目の定め方に応じて次の方法により行うものとする。ただし、予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、小項目の業務を中止し、又は業務量を減らざるを得なかった場合は、このような事情を考慮して小項目の評価を行うものとする。

ア 小項目に単年度において達成すべき数値目標が定められている場合には、当該数値の達成度合を踏まえ、次の 3 段階で行うものとする。

（中期目標又は中期計画上「以上」又は「少なくとも」とされている場合）

数値の達成度合が 100% 以上 a

数値の達成度合が 70% 以上 100% 未満 b

数値の達成度合が 70% 未満 c

（上記以外の場合）

数値の達成度合が 90% 以上 a

数値の達成度合が 50% 以上 90% 未満 b

数値の達成度合が 50% 未満 c

- イ 小項目に中期目標期間において達成すべき数値目標が定められている場合には、当該数値に基づき中期目標期間等を考慮して定めた数値の達成度合を踏まえ、次の 3 段階で行うものとする。

数値の達成度合が 90% 以上 a

数値の達成度合が 50% 以上 90% 未満 b

数値の達成度合が 50% 未満 c

- ウ 小項目に単年度において達成すべき定性的な目標が定められている場合には、当該小項目の実施状況を判断するための基準として、当該小項目の性質を勘案して具体的な指標を設定し、その達成度合を踏まえ、次の例により行うものとする。

設定した指標が達成された a

設定した指標が概ね達成された b

設定した指標が達成されなかった c

エ 小項目にその性質上単年度では結果が現れない定性的な目標が定められている場合には、当該年度において実施すべき目標を定め、当該目標の実施状況を判断するための基準として具体的な指標を設定し、その達成度合を踏まえ、ウの例により行うものとする。

オ 小項目に複数の指標が設定されている場合には、それぞれの指標の結果を同数の小項目の評価指標とみなすものとする。

カ 小項目の評価において、b又はc評価となる見込みの項目については、その要因分析を行うものとする。要因分析の結果、特に必要であると認められるものについては、a又はb評価に修正することができるものとする。

また、a評価の小項目については、達成状況その他の要因を分析し、必要に応じてs評価とすることができる。また、c評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じてd評価とすることができる。

③ 小項目のうち当該事業年度においては業務を実施しないこととされているものについては、各事業年度の実績評価の対象外とする。

④ 小項目のうち要請などに基づく業務、短期借入金及び剰余金については、当該事業年度において実績がない場合、各事業年度の実績評価の対象外とする。

⑤ 小項目の評価に当たっては、基金から提出された自己評価結果を記載した評価シートを活用するものとする。

(2) 大項目の評価方法

① 大項目の評価は、中項目の評価結果について、

A評価とされた中項目を2点

B評価とされた中項目を1点

C評価とされた中項目を0点

とし、その集計に当たっては、大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数を基準として次の3段階評価で行うものとする。(S評価とされた中項目についてはA評価に1点を加点し3点、D評価とされた中項目についてはC評価に1点を減点し－1点として扱うものとする)

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の90%以上 A

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%以上90%未満 B

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%未満 C

上記にかかわらず、「第5 短期借入金の限度額」及び長期借入金については、当該大項目に直接3段階の評価指標を設定して評価する。

なお、A評価については、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じてS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じてD評価とすることができる。

- ② 大項目の評価を行うに当たっては、次の留意事項等を併せて記載するものとする。
- ・ 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
 - ・ 中期計画に掲げられた具体的取組内容以外の評価すべき業績
 - ・ 予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、予定していた業務を中止し、又はその業務量を減らざるを得なかった場合にあっては、その経緯及び実施した特定の業務の内容

(3) 総合評価の方法

- ① 総合評価は、大項目の評価結果について、

A評価とされた大項目を2点

B評価とされた大項目を1点

C評価とされた大項目を0点

とし、その集計に当たっては、全体に含まれる大項目の項目数に2を乗じて得た数を基準として、次の3段階評価で行うものとする。(S評価とされた大項目についてはA評価に1点を加算し3点、D評価とされた大項目についてはC評価に1点を減点し-1点として扱うものとする)

大項目の合計数値の割合が基準となる数値の90%以上 A

大項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%以上90%未満 B

大項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%未満 C

なお、A評価については、業務の実績及び達成状況等を総合的に勘案し、必要に応じてS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じてD評価とすることができる。

- ② 総合評価を行うに当たっては、次の留意事項等を併せて記載するものとする。

- ・ 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
- ・ 中期計画に掲げられた具体的取組内容以外の評価すべき業績
- ・ 予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、予定していた業務を中止し、又はその業務量を減らざるを得なかった場合にあっては、その経緯及び実施した特定の業務の内容

3 中期目標の実績評価の方法

(1) 中項目の評価方法

中項目の評価は、中期目標期間の各事業年度における小項目の評価結果について、

達成度合がaとされた小項目を2点

達成度合がbとされた小項目を1点

達成度合がcとされた小項目を0点

とし、その集計に当たっては、当該中項目について、中期目標期間に行った小項目の実績評価の回数に2を乗じて得た数を基準として、次の3段階評価で行うものとする。

(s 評価とされた小項目については a 評価に 1 点を加点し 3 点、d 評価とされた小項目については c 評価に 1 点を減点し -1 点として扱うものとする)

当該期間中の小項目の合計数値の割合が基準となる数値の 90% 以上 A

当該期間中の小項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50% 以上 90% 未満 B

当該期間中の小項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50% 未満 C

なお、A 評価の中項目については、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じて S 評価とすることができる。また、C 評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じて D 評価とすることができる。

(2) 大項目の評価方法

① 大項目の評価は、中項目の評価結果について、

A 評価とされた中項目を 2 点

B 評価とされた中項目を 1 点

C 評価とされた中項目を 0 点

とし、その集計に当たっては、大項目に含まれる中項目の項目数に 2 を乗じて得た数を基準として、次の 3 段階評価で行うものとする。(S 評価とされた中項目については A 評価に 1 点を加点し 3 点、D 評価とされた中項目については C 評価に 1 点を減点し -1 点として扱うものとする)

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 90% 以上 A

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50% 以上 90% 未満 B

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50% 未満 C

上記にかかわらず、「第 5 短期借入金の限度額」及び長期借入金については、当該大項目に直接 3 段階の評価指標を設定して評価する。

なお、A 評価については、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じて S 評価とすることができる。また、C 評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じ D 評価とすることができる。

② 大項目の評価を行うに当たっては、次の留意事項等を併せて記載するものとする。

- ・ 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
- ・ 中期計画に掲げられた具体的取組内容以外の評価すべき業績
- ・ 予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、予定していた業務を中止し、又はその業務量を減らざるを得なかった場合にあっては、その経緯及び実施した特定の業務の内容

(3) 総合評価の方法

① 総合評価は、大項目の評価結果について、

A 評価とされた大項目を 2 点

B 評価とされた大項目を 1 点

C 評価とされた大項目を 0 点

とし、その集計に当たっては、全体に含まれる大項目の項目数に 2 を乗じて得た数を基準として、次の 3 段階評価で行うものとする。(S 評価とされた大項目については

A評価に1点を加点し3点、D評価とされた大項目についてはC評価に1点を減点し－1点として扱うものとする)

大項目の合計数値の割合が基準となる数値の90%以上 A

大項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%以上90%未満 B

大項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%未満 C

なお、A評価については、業務の実績及び達成状況等を総合的に勘案し、必要に応じてS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じてD評価とすることができる。

② 総合評価を行うに当たっては、次の留意事項等を併せて記載するものとする。

- ・ 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
- ・ 中期計画に掲げられた具体的取組内容以外の評価すべき業績
- ・ 予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、予定していた業務を中止し、又はその業務量を減らざるを得なかった場合にあっては、その経緯及び実施した特定の業務の内容

中 期 計 画 に 属 す る 各 項 目	総合評価
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 業務運営の効率化による経費の抑制等 (1) 一般管理費の抑制 (2) 事業費の抑制 (3) 人件費の計画的削減 (4) 給与水準の適正化 (5) 契約適正化の推進 2 業務運営の効率化 (1) 事務書類の簡素化 (2) 電子情報提供システムの利用促進等 (3) 農業者年金記録管理システムの開発等 3 組織運営の合理化 (1) 組織の整備及び常勤職員の配置の適正化 (2) 能力・実績主義の活用 4 委託業務の効率的・効果的实施 (1) 実績報告書による活動状況の把握 (2) 加入推進活動を活発化させるための業務委託費の配分の見直し (3) 業務実態等を踏まえた配分基準の適正化 5 業務運営能力の向上等 (1) 農業者年金基金職員の業務運営能力の向上 (2) 業務受託機関担当者の業務運営能力の向上 6 内部統制の充実・強化 (1) 内部統制基本方針の策定 (2) 経営管理会議による内部統制の充実・強化 (3) 内部統制基本方針に基づくコンプライアンス等の推進 (4) 加入者の代表者等の意見の反映 (5) 業務受託機関の事務処理の適正化等 (6) 情報セキュリティ対策の推進	大項目 中項目 小項目 小項目 小項目 小項目 小項目 中項目 小項目 小項目 小項目 中項目 小項目 小項目 中項目 小項目 小項目 小項目 中項目 小項目 小項目 小項目 小項目 小項目
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 農業者年金事業 (1) 被保険者資格の適正な管理 (2) 年金裁定請求の勧奨 (3) 申出書等の迅速な処理 (4) 標準処理期間の短縮 2 年金資産の安全かつ効率的な運用	大項目 中項目 小項目 小項目 小項目 小項目 中項目

(1) 年金給付等準備金運用の基本方針に基づく管理・運用及び資金運用委員会による評価・分析 (2) 運用成績等の公表及び加入者への通知 (3) 運用受託機関名及び資金運用委員会の委員名簿等の公表 3 制度の普及推進及び情報提供の充実 (1) 加入推進目標の設定 (2) 加入推進取組方針（戦略プラン）に基づく加入推進活動の実施 (3) 特別重点都道府県における特別活動 (4) ホームページ等による情報の提供	小項目 小項目 小項目 中項目 小項目 小項目 小項目 小項目
第3 財務内容の改善に関する事項 財務内容の改善に関する事項 (1) 貸付金債権の適切な管理・回収等 (2) 運営費交付金の厳格な算定	大項目 中項目 小項目 小項目
第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (1) 支出削減の取組 (2) 法人運営における資金の配分状況	大項目 中項目 小項目 小項目
第5 短期借入金の限度額	大項目
長期借入金	大項目
第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 方針 (2) 人事に関する指標 2 積立金の処分に関する事項	大項目 中項目 小項目 小項目 中項目